

## 監査等委員会設置会社移行に伴う「内部統制システムの基本方針」の一部改定の件

当社は、本日開催の第58期定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置に移行いたしました。

これに伴い、本日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の改定について決議を行い、改定後の内容は下記のとおりであります。

### 記

#### 内部統制システムの基本方針（平成 29 年 6 月 23 日改定）

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「アバールグループ行動憲章・行動規範」を定めており、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。
- (2) 担当取締役は、担当部署の関連業務規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。
- (3) 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役等で構成される経営会議を組織し審議する。
- (4) 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「アバールグループ行動憲章・行動規範」において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化しており、これらの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管及び管理（廃棄含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- (2) 職務の執行に係る文章その他情報について、業務執行取締役ならびに監査等委員である取締役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。

- (2) 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に努める。
- (3) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる担当取締役を定める。
- (4) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告する。
- (5) 企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時における全社的な対応を検討する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
- (2) 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的（月次）に取締役会で各業務状況を報告する。
- (3) 取締役等で構成される経営会議を定期的（月次）に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。
- (4) 代表取締役社長の指示のもと、每期首において取締役会の承認を得た、中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

#### 5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。
- (2) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適性を確保する。
- (3) 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用する。
- (4) 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを内部監査室が監査し、必要に応じて改善を行う。

#### 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。
- (3) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

#### 7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、監査等委員会の定めるところ

るに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。

(2) 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- 子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
- リスクの実現化により重大な被害が予想される場合のその状況

**8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

(1) 監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

**9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針**

(1) 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**10. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査等委員会監査に必要な情報が検索・閲覧可能な体制及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。

(2) 必要な場合には、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）との意思疎通を図れる体制を確保する。

**11. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

以 上